

令和7年度 集落間交流促進事業
「宮崎ひなた集落研修交流会」 開催業務委託 審査基準表

審査項目		審査内容	配点
項目 1	研修会のプログラム構成等	開催地や日程、周知計画や方法が適切に検討されているか。	10 (最高5×2)
項目 2		参加者（主に地域住民）にとって、活動の参考となる内容となっているか。	20 (最高5×4)
項目 3		集落同士のネットワークを構築する目的を達成するために効果的な内容となっているか。	20 (最高5×4)
項目 4		今後の意欲的な集落活動を促進するために効果的な内容となっているか。	20 (最高5×4)
項目 5	その他工夫するポイント	その他、創意工夫が見られるか。	10 (最高5×2)
項目 6	事業の実施体制	事業を遂行するに足る実績があり、また遂行するための実施体制を構築できるか。	10 (最高5×2)
項目 7	計画性	計画的な業務スケジュールとなっているか。	5 (最高5×1)
項目 8	経済性	提案内容に対し、経費の積算は妥当か。また、削減が図られているか。 ※（1－（見積額／予定価格））×5（小数点以下四捨五入）	5 (最高5×1)
合 計			100

基準点	内容
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣っている
1	劣っている

【審査方法】

- (1) 委員は、各審査項目について審査を行い、5段階で採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計し、最高得点の参加者から優先順位をつける。点数が同点の場合は、以下の順とする。
 - ①最高得点（同点を含む）の採点をした委員数が多い。
 - ②点数で単独最高得点の採点をした委員数が多い。
- (3) (2) でつけた優先順位をもとに、以下①～③をすべて満たす参加者に決定する。
 - ①企画提案競技実施要領で定める参加資格を満たしている。
 - ②委託料の合計が企画提案競技実施要領で示した上限額以内である。
 - ③最低基準点は、委員の合計点数が200点（満点400点×5割）以上とする。
- (4) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である200点（満点400点×5割）以上となったとき、その参加者を受託者として決定する。